

第 60 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/C.1/60/L.4、2005 年 10 月 11 日

共同提案：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン。

総会は、

2003 年 12 月 8 日の決議 58/51 および 2004 年 12 月 3 日の決議 59/75 を想起し、また、1995 年核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議における中東に関する決定と決議、および、2000 年 NPT 再検討会議の最終文書を想起し、

2005 年 NPT 再検討会議においていかなる実質的な成果も生み出すことができなかったことに加え、

2005 年世界サミットにおいても核軍縮および核不拡散に関連する事項について総会が合意に至らなかったことを遺憾とし、

2005 年が広島・長崎の原爆投下から 60 周年にあたること、そして人類がこのような惨禍に二度とさらされてはならないことを心に刻み、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を深く憂慮し、

核軍縮に向けた拘束力のある義務および合意された措置の不履行に対する懸念の増大に留意し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

NPT 第 6 条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

核軍縮および核不拡散を達成するために NPT とその普遍性の重要性を強調し、

1.2000 年 NPT 再検討会議の成果によって、核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力の枠

組みが作られたことを再確認する。

2.核兵器国に対し、2000年NPT再検討会議で合意された核軍縮に向けた实际的措置の履行を加速するし、それによって、すべてにとってより安全な世界を創ることに貢献することを求める。

3.また、すべての締約国に対し、核軍縮および核不拡散に関する誓約を完全に遵守するよう、また、いかなる場合も新たな核軍備競争を誘発したり、それに結びついたりするような行為を行わないよう求める。

4.さらに、すべての締約国に対し、NPTの普遍性の達成に向けて最大限の努力を払うよう求めるとともに、条約に未だ加盟していないインド、イスラエル、パキスタンの3か国に対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう要求する。

5.第61回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本会議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

(訳:ピースデポ)